

鈴鹿国際大学での特別講義

「良き法律家は悪しき隣人？」

——「世界の中の日本」——

1994年6月21日

奥田昌道

- 一、聖書と西洋文化
- 二、良き法律家は悪しき隣人？
- 三、聖書における法・倫理・宗教
 - 1、古代イスラエルの戒め
 - 2、誰が隣人になったか——良きサマリア人のたとえ話
 - 3、誰が罪に定めることができるのか——姦通の女
 - 4、本来、夫婦は一体——離婚問題
 - 5、善い方は神おひとりである——富める青年
 - 6、神の愛はパーフェクト——山上の説教
 - 7、善悪を越えたキリストの愛——復讐してはならない
- 四、近代・現代における法・倫理・宗教

●一、聖書と西洋文化

皆さん、こんにちは。私は既に「現代社会と法」という授業を月曜日の午後に行っていますので、それに出ていられる方とは顔なじみですが、そうでない方々とは、今日が初めてだと思います。

今日のお話は、「良き法律家は悪しき隣人？」という題を掲げました。「世界の中の日本」というタイトルで話をしろとおっしゃられても、私のように、法学を勉強している人間にとっては、なかなか題材を探すのが難しい。あまり堅い題材であれば、諸君たちに興味がないだろうし。あるとき、ふと、このことわざがひらめいた。

「良き法律家は悪しき隣人？」

と、これなら聞いてもらえるかも知れないと思った。皆さんにお配りしたプリントを見られたら、聖書からいやにたくさん引用がしてあるし、聖書の講義でもするのかしらと思われるかも知れません。そうではなくて、私は聖書に現れた「法」、「道徳」、あるいは「宗教」を通して、自分たちの問題を考えてみたいと思った次第なのです。

ちょっと前置きのことを申しますと、ヨーロッパやアメリカの西洋の文化の根源には「聖書」が根付いています。皆さん、ヨーロッパ旅行でもされたら、すぐに目につくのはたくさんの教会、しかも、古い教会ですね。美術館に行きましても、聖書に題材を求めた絵画がとても多い。そんなときに、聖書の知識や理解がないと、もうひとつ良く解らない。その他、文学や音楽の世界も、聖書にバックグラウンドをもっているような主題がいくつもある。そ



ういう意味で、聖書に対する正しい理解がなければ、ヨーロッパの文化を正しく認識することは困難だろうと思います。ところが、どうも日本では、聖書というと毛嫌いさされているようでして、ヨーロッパの文学、あるいはヨーロッパのいろいろなことを専門になさる先生方でもあまり聖書の方は、お読みにならないということが一般的にあるようです。あるいは先入観とか、誤解がずいぶんあるようです。それで、世界の中の日本、あるいは国際人と銘打つならば、それぞれの国の文化、その根底にあるもの、それに対して心を開くということが一番大事ではないでしょうか。勿論、日本にも日本の伝統がありますが、自分を絶対化するのではなくて、常に世界の中で自分たちはどういう在り方が良いのか、また、それぞれの国の人はどういう伝統や文化の中に自分たちの世界を築いて来たのか、という相互理解が非常に大事だろうと思います。そして、それは寛容の精神につながると思います。自己主張はいけません。やはり、絶えず他者の在り方をそのまま受け入れることが大事です。そんな意味で、今日は聖書の世界もあまり毛嫌いしないで、聞いていただきたい。

エピソードになりますけれども、私がまだ京都大学の助教だった頃です。西ドイツ連邦共和国に、日本でいえば学術振興会のようなフンボルト (Humboldt) 財団という財団があります。その財団の研究奨学生ということで、1961年の秋から2年半ばかり、ドイツに留学しました。1962年のちょうど今頃だったと思いますけれども、ボン (Bonn) の大統領の官邸に、我々留学生が招かれました。それはフンボルト財団の年次大会ということで、だいたい三百人ぐらい、世界各国からの留学生が招かれていました。日本からも、たくさん行っておりました。その年次大会でフンボルト財団のプレジデント (英 President 総裁) は、ノーベル賞を受賞された物理学のハイゼンベルク博士という方でした。官邸の芝生の庭でレセプションがあったのですが、その庭の壇上にハイゼンベルク博士と当時の大統領、リュプケ大統領の二人が並んで立たれ、リュプケ大統領が挨拶をされた。そのときに非常に印象的だったのは、次のようなことをおっしゃったのです。

「ドイツは戦争に敗れた [日本と一緒です]。戦争に敗れ、すべてを失った。これからのドイツの生きる道は文化であり、学問である。世界に、ドイツを友達としてくれるたくさんさんの友人を持つこと、これが自分たちの願いだ」

というように大統領はおっしゃいました。そこに集まっている者は皆、だいたい30代前半ぐらいの若者です。文科系、自然科学系、いろいろな分野の学者の卵がいる。東南アジア、アフリカ、いろいろな国々から集まっている各国の留学生兼学者の卵に向かって、

「留学生の皆さんは祖国に帰れば、やがて、それぞれの国のリーダーになられる大切な方々だ。その皆さんが、ドイツを深く理解し愛してくれるようになれば、そういう友達が世界各国にいます。それがドイツにとってとても嬉しいことです。皆さん方にこれからもいつまでも、ドイツの友達であってくださるようにお願いします」



ということを言われました。即ち、今日の題ではありませんが、

「皆さん方はドイツの良き隣人であって欲しい、ドイツも皆さんの良き隣人でありたい」

というお話しだったわけですね。そういう私がもうこんな白髪になってしまったのですが、それ以来、ドイツのことはいつも自分の隣国という思いがしてなりません。ドイツから多くの学者が来られれば、必ず京都を訪れるわけです。そのときにはやはり、向こうにいた^{よしみ}誼でいろいろな方々をお迎えして通訳やご案内をしたり、法律学のシンポジウムをしたり、今に至るまで続いております。

●二、良き法律家は悪しき隣人？

さて、今日の

「良き法律家は悪しき隣人？」

というタイトルですけれども、これは英語で申しますと、

“A good lawyer is a bad neighbor?”

あるいは、独語では、

“Ein guter Jurist ist ein schlechter Nachbar?”

ということです。それから、これをもう一つ、

“Ein guter Jurist ist ein schlechter Christ?”

つまり、「良き法律家は悪しきクリスチャン？」ということまで言われています。それから、ラートブルフという法哲学者ですが、彼は、

“Ein guter Jurist hat ein schlechtes Gewissen.”

ということを言っています。“Gewissen”というのは日本では普通、「良心」と訳されています。向こうは本当の良心、良い意味の良心というのは、“gutes Gewissen”と言います。悪しき良心“schlechtes Gewissen”というのは変ですが、もともと“Gewissen”というのは「共感する」ということでしょう。だから、良い事、善へ共感する心が「良い良心」、悪の方に共感するのが「悪しき良心」ということになるのでしよう。向こうでは、

“Ich habe ein schlechtes Gewissen.”

「ちよつと申し訳ないのですが」とか、「後ろめたくて」とか、たとえば、人から物をいただいて、いつまでもお礼状を書かないでいると、

“Ich habe ein schlechtes Gewissen.”

と言ってお詫びをするという気持ちですね。それをラートブルフは、

“Ein guter Jurist hat ein schlechtes Gewissen.”

「良き法律家というのはなんとなく後ろめたいのだ」

と、そんな言葉を言っています。



それで、察するに、どうも法律家というのは、ともすれば、社会で毛嫌いされるようですね。なぜだろうと考えてみますと、第一、理屈っぽい。法律を盾にとつて、自分は損をしないで、他人に損をさせる。自分を守る術を心得ている。他人の粗とか欠点を暴き立てる。冷淡である。融通性がなくて、何でも杓子定規ですぐ法律を持ち出す。第何条にはこう書いてあるとか、弁舌巧みに人を言いくるめる。自分は絶対にぼろを出さない。そんなことを私は考えてみたのです。嫌われる理由はそういうことかも知れない。でも、今日申し上げたいのは、「？」がついていますね。「本当にそうだろうか、本当の法律家というのはそんなものではない」ということを、私は、今日は申し上げたい。それで、本当の法律家の姿を聖書の中から探ってみたいとそんな思いがするわけです。

●三、聖書における法・倫理・宗教

●一、古代イスラエルの戒め

レジュメ（要約）に、

《Ⅰ 聖書における法・倫理・宗教》

二番目のタイトルとして、

《Ⅱ 近代・現代における法・倫理・宗教》

と掲げました。即ち、聖書の時代——これは旧約聖書の時代、それからキリストの時代とあるけれども——そういう聖書の中でどうであったか。それから、下つて近代とか、現代においてはどうか、という対比を試みたいわけです（末尾のレジュメ参照）。

まず、聖書の古代イスラエルという時代を見てみますと、法というものは、「神の律法」

——これは「法律」をひっくりかえして、「律法」と日本語で言っていますが——

「神の定めである律法を守ることが、神の御意に従うことであり、神の祝福を招く。

これが人間の幸せだ」

とされました。それに対して、

「律法に背くということは、神に対する背きであり、それには刑罰、呪いというものが降りかかってくる。それが人間の不幸である」

とされました。このような旧約聖書の世界では、法も倫理も道徳も宗教も未分化で、一体となっています。近代ではそれが分離していきます。そういう前提をもって、ちょっと旧約聖書の中に入ってみたいと思うわけです。

ここに持って来ましたのは、旧新約聖書で、一番新しいものです。「新共同訳」と言いますが、カトリック教会とプロテスタント教会の代表的な学者たちが協力して、10年ぐらい費やし、共同の訳を完成した。皆さん、旧約聖書の中の「モーセの十戒」を「存じでしょうか。「十戒」という映画があつたと思いますが、その「モーセの十戒」です。だいたい紀元前の



1290年頃、「出エジプト」というイスラエル民族にとっては非常に歴史的な、民族の原体験ともいえるべき出来事があった。エジプトで奴隷状態で苦しんでいたときに、指導者モーセが現れた。モーセは神様につかまえられて、神様の命により杖一本を持って、パロ（国王）の所に行き、イスラエルの民族をエジプトから脱出させたという史的物語です。特に紅海の浅瀬の所で、日頃は、満々と水を湛えている海の水がモーセの祈りによって、大風が吹いて水が乾いた。そこをイスラエルの民は通り過ぎて脱出できた。あとからエジプトの戦車を追っかけて来たときには、また風が元に戻って、元の海に変わってしまったという話が、イスラエル民族にとっては忘れられない出来事なのです。それがきっかけになりました。シナイ山という山の麓で、モーセは神様の十戒という言葉を授かる。それが、イスラエル民族にとって、一番基本的な法律であり、道徳であり、信仰の基礎になっています。それをまず、紹介しておきます。

「神はこれらすべての言葉を告げられた。『わたしは主、あなたの神、あなたをエジプトの国、奴隷の家から、導き出した神である』」（出エジプト記20・1）

まず、こういう言葉で始まります。

「私はお前たちを助けた。だから、私はお前たち神様だ。お前たちは私の言うことを聞くね」

という、呼びかけなのです。そして、十の戒めがあるわけです。

一番目は、

「あなたにとっては、

つまりイスラエル民族にとっては、

私の他に神はない」

と。唯一神とか、一神教とか言いますが、イスラエルにおいては、神様とイスラエルの民は人格関係なのです。

「私はお前たちを救い出した力ある神だ。だから、お前たちは私の言うことを聞くね」

と呼びかけています。

「他に神々はいろいろいるだろう。しかし、そういう神々に心を寄せるのではない。私だけを愛して欲しい。私もお前たちを愛するのだから」

という人格的な親愛の関係なのです。だから、

「私が神である」

というのが一番目です。

その次は、神様というのは、見えない存在ですから、人の形とか、動物の形にかたどつたような、そんな



「偶像を作るな」

ということですよ。

三番目には、

「みだりに主の名を唱えたり、軽々しく神様の名は呼ぶな」

人の名を呼びますと、呼ばれた者は「はい」と答えるでしょう。それがでたらめな気持ちで呼ばれたのではたまらない。呼ばれた以上は本気で聞きます。だから

「神様の名を呼ぶときは本気で呼びなさい。そうすれば本気で答えるよ」

と、それが三つ目なのです。

それから、四番目は

「安息日を守れ」

安息日、それは創世記で神様が世界を作ったときに第七日目に休まれた、という神話からきています。それから、もう一つは、

「神の力にだけ、恩恵にだけすがってお前たちは生きる民だ。そのために週の七日目はあらゆる業を休んで、仕事も休んで、神様だけを思いなさい」

という戒めです。日頃の六日間はこの世のことに振り回されています。せめて、七日目は仕事の手を休めて、じっくり神の懐に安らぎなさいと。それがイスラエルの民族にとって土曜日だったのです。キリストの時代になつてから、それが日曜日になりました。キリストが復活されたことを記念して、日曜日を聖なる日としてキリスト教徒は守るようになった。その狙いはそういうところにあつたのです。

五番目からは人間関係が出てきます。

「あなたの父、母を敬え。そうすれば長生きできる」

と書いてある。人間関係で一番先に出て来たのは

「父母を敬え」

なのです。大事なことです。みんな父母なくして自分の生はありません。それが五番目の戒めです。

六番目には、

「殺してはならない」

七番目には、

「姦淫してはならない」

八番目には、

「盗んではならない」

九番目には、

「隣人に関して偽証してはならない。裁判で偽りの証言をしてはならない」

それから最後の十番目、



「隣人の家を欲してはならない、貪^{むさぼ}ってはならない。隣人の妻、男女の奴隷、牛、ろばなど隣人のものを一切欲してはならない」
 これが十戒なのです。何ととっても、人間関係の中で一番深い罪は、十戒の六番目の殺人です。

「人ひとりの生命は地球よりも重い」

と言います。人を殺すことは、神様に対しても大きな罪であるということです。それから、七番目、これはどうも最近——日本の国だけではないですが——非常にゆるがせにされている。姦淫の禁止。それから、八番目、盗みの禁止。九番目、偽証の禁止。十番目、貪^{むさぼ}りの禁止。こういうのが、十戒なのです。大事なことは、専門家の方のご意見ですが、この「禁止」は、本来は禁止でなかったというのです。

「お前たちは私（神）の選びの民である。私を神と信じている者が、人殺しなんかするはずがない。そうだね、姦淫するなんて、そんなことはあるまいね」
 と。ヘブライ語では「ロー」という（否定の）断定なのです。

「お前は殺人なんて、できっこないね。お前は姦淫なんて、しっこない。父、母は絶対敬う。盗むなんてとんでもない、するはずがないね」
 と。そういう断定だったのです。

そこからおのずと、「だからしてはならないよ」ということが導かれてはくるけれども、源は信頼による断定である。親が子供を信じているときに、「うちの子に限ってそんなことはするはずがありません」とよく言います。

そういう神様の信頼がまずありました。それが大事なことです。人を疑ってかかるということは、いろいろな関係において、非常にまずいことです。皆さんもそうでしょ。友人関係、先生と生徒の関係、いろいろな関係において、信じてもらうということとはとても大切なことです。イスラエルの十戒はそういうところから出発している。これは非常に大事なことだと思います。

それで、このような十戒は旧約聖書のレビ記にも同じようなことが出てまいりまして、その戒めの後にいつも、

「私は主である」

という言葉がくつついている。ちよつと一箇所だけ引いてみます。

「あなたたちは盗んではならない。うそをついてはならない。互いに欺^{あざむ}いてはならない。私の名を用いて偽^{いつわ}り誓^{ちか}ってはならない。それによつてあなたの神の名を汚してはならない。私は主である。

あなたは隣人を虐^{しいた}げてはならない。奪^{うば}い取^とってはならない。雇^{やと}い人の労賃の支払いを翌朝まで延^ひばしてはならない。

労働者は一日一日が大事です。その賃金を夕方に払ってあげないと、その晩、食べる物が



ないではないか、だから明日まで延ばしてはいけないと。

耳の聞こえぬ者を悪く言ったり、目の見えぬ者の前に障害物〔邪魔物〕を置いてはならない。あなたの神を畏れなさい。

おそれ畏みなさいと。

わたしは主である。

あなたたちは不正な裁判をしてはならない。あなたは弱い者を偏つてかばったり、力ある者におもねってはならない」(レビ記19・11～15)

裁判、今日は法律の話ですけれども、法律というものの素晴らしさは人を平等に扱うところにある。総理大臣であろうが、浮浪者であろうが、罪は罪である。どんな地位の高い者であつても、法律で禁止していることを犯した場合には、同じ裁きを受けける。それが法の鉄則です。法の下の平等、国王といえども、大臣といえども、すべて、法には拘束される。これは気持ちがいではありませんか。他のいろいろな主義主張や宗教に拘束されたら、たとえば同じ信仰を持っていない人は困りますよ。しかし、法というものは、我々国民みんなを拘束しているのだということで、成り立っている。そういうことを申し上げておきたいと思います。ですから、

「あなたたちは不正な裁判をしてはならない。あなたは弱い者を偏つてかばったり、力ある者におもねってはならない。同胞を正しく裁きなさい。民の間で中傷をしたり、隣人の生命にかかわる偽証をしてはならない。わたしは主である」(レビ19・15～16)

という。それから、一番大事なところを申し上げますが、

「心の中で兄弟を憎んではならない」(レビ19・17)

古代はあまり、心の中の問題に入り込まないのではないかと私は思っていました。レビ記を見ますと、「心の中で兄弟を憎んではならない」と命じられている。それに続いて、

「同胞を率直に戒めなさい。そうすれば彼の罪を負うことはない」(レビ19・17)

とあります。つまり、

「友人、仲間が罪を犯しているときに、黙って見ているということは自分もその罪に与ることだ」

と、困ったことにおせつかいの勧めなのです。どうもヨーロッパの人はおせつかいですね。だいたい東洋の人は、

「触らぬ神に祟りなし」

と、「私は知らん、知らん」と言つて、逃げるほうなのですが、向こうの人は乗り込んで行くのです。それはいろいろなところに現れてきます。

東洋は、



「己おのれの欲せざるところ、人に施すなかれ」

「自分が嫌なことは人にもするな」です。向こうは、

「して欲しいと思うことを自らすすんでせよ」

です。ご存じと思いますが、これが「黄金律」と言われています。能動的ですね。

それはこの辺りあたからきているのではないのでしょうか。

「同胞を率直に戒めなさい、そうすれば、彼の罪を負うことはない」

と。そして

「復讐ふくしゅうしてはならない。民の人々に恨みうらを抱いてはならない。自分自身を愛

するように隣人を愛しなさい。わたしは主である」(レビ19・18)

これは極め付けですよ。

「自分自身を愛するように隣人を愛しなさい」

と。自分自身を愛するというのは、人の本能なのです。放っておいても自分自身は大事にするのと同じように、「隣人を愛しなさい」と。こういうことが出て来ています。

●2、誰が隣人になったか——良きサマリア人のたとえ話

ところが、こんな素晴らしいことを、預言者よげんしや、指導者を通して神様から聞いたから、「はいそうですか」と直ぐに神様の掟おきてを全うしうるほど、人間は出来が良くない。人間は出来が良くないのに、出来が良いと思ひ込むところにちよつとまた躓つまずきが出てくるのです。それはキリストが次のような言葉をおっしゃっています。

「偽善ぎぜんなる学者、パリサイ人ひとよ」

と、何遍も新約聖書に出てくる。学者というのは、法律学者、法律学者です。パリサイ人というのは宗教家の代表みたいな者です。すなわち、それは何かと云いますと、外側ばかり飾ろうとする。内側、内面は邪悪、敵意、他人に対する裁きとか、そんなもので満ち満ちている。すなわち、法というものは、悲しいことに人をどうも冷酷にする。

そんな例を皆さんにお配りしました資料から見たいと思います。たくさん引きましたけれども、みんなお話しする時間がないと思いますので、その中で、特に大事なものを選んでみたいと思います。

まず、一番初めに「良きサマリア人のたとえ話」、これは非常に有名な箇所、新約聖書の中にキリストの話されたたとえ話ということ出てきます。

「すると、ある律法の専門家りつぽう〔法律学者〕が立ち上がり、イエスを試ためそうとし

て言った。『先生、何をしたら、永遠の生命いのちを受け継ぐことができるでしょう

か』(ルカ10・25)

当時は法律も道徳も信仰もみな一体となっていてますから、「律法りつぽうを守ることが生命いのちへの道」と考えられていました。今の時代に、「法律を守れば永遠の生命に至る」なんて誰も思っ



いません。法律を守っていれば、少なくとも刑務所には行かなくてもすむぐらいのことはありますが、「天国に行ける」なんて、誰も思わない。おまけに、「良き法律家は悪しき隣人？」とまで言われるのですから、法律なんてあまりやらない方が良くぐらいいですね（笑い声）。けれども、昔は違います。そこで、

「イエスが、『律法には何と書いてあるか。あなたはそれをどう読んでいるか』と言われると、彼は答えた。『心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい』とあります」（ルカ10・26～27）

前半の「心を尽くし、精神を尽くし、……」というのは、これは旧約聖書の申命記に出てくるところです。

「聞け、イスラエルよ。我らの神、主は唯一の主である。あなたは心を尽くし、魂を尽くし、力を尽くして、あなたの神、主を愛しなさい」（申命記6・4）

5)

こういう言葉がある。だから、律法学者はさすが、たくさんある戒めの中から、申命記6章のこの言葉と、先程の

「自分自身のように隣人を愛せよ」

というレビ記の言葉との二つを引つ張り出してきたので、イエスは大変それを褒められたわけです。

「命を得る道はどうすれば良いですか」

「神の律法を守ることだ。どう書いてあるか」

「全身全霊で神を愛することと、己の如く隣人を愛することの二つです」

という模範答案が返って来ましたので、

「そうだよ、百点満点だ。問題は実行することだ。頭で分かったってだめだ、実行しなさい」

と、キリストはそこに踏み込まれた。そこで、律法学者は法律家ですから、彼は自分を正当化しようとして、

「でも、理屈はそうですが……」

と言って、抵抗しました。これが躓きのもとです。

「私にはとてもできません。そんなことはできっこありません。心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くして、神を愛する、そんなことはとてもできません。だいいち神様は見えないではありませんか。見えない神様をどうするのですか。自分のように隣人を愛すると言ったって、それは無理ですよ」

と、言えば良いものを、彼は自分を正当化しようとした。

「いったい、隣人とおっしゃいますけれども、隣人とは誰ですか。定義して下さい」



と言ってきた。これが法律家の陥りやすい欠点です。皆さん、どうですか。隣人とは、向こう三軒両隣、隣組ぐらゐまでが隣人でしょうか。町内会が違ふと、もう、隣人ではありません。この学校から半径50m以内くらいが隣人で、そこから越えれば、もう隣人ではない。人間は直ぐそういうふうな距離で考えます。ところが、この話を読んでみますと、実はそうでないことが分かってくる。

「イエスはお答えになった。

たといえ話ですよ、

『ある人がエルサレムからエリコへ下って行く途中、追いはぎに襲われた。追いはぎはその人の服をはぎ取り、殴りつけ、半殺しにしたまま立ち去った。ある祭司がたまたまその道を下って来たが、道の向こう側を通って行った。

「関わりあいたくない。あそこで怪我している人がいるが、遠くの道を行こう。そうしたら関わりたくないですむから」と思ったのでしよう。

同じように、レビ人もその場所にやって来たが、その人を見ると、道の向こう側を通って行った。ところが、旅をしていたあるサマリア人は、そばに来ると、その人を見て憐れに思い、近寄って傷に油とぶどう酒を注ぎ、包帯をして、自分のろばに乗せ、宿屋に連れて行って介抱した。

「油」というのはオリーブ油です。ぶどう酒、これは消毒用です。だから、まずぶどう酒で傷口を消毒して、それからオリーブ油を塗って、痛みを和らげる。そういう応急手当をして、傷ついた人をろばに乗せて、自分はてくてく歩いたのでしよう。そして、宿屋まで連れて行き、懇ろに介抱した。

そして、翌日になると、デナリオン銀貨二枚を取り出し、宿屋の主人に渡して言った。『この人を介抱してください。費用がもつとかなかったら、帰りがけに払います』

デナリオン銀貨というのは、デナリオン銀貨一枚で一日の労賃なのです。だから、今で言いますと、一日の労賃は普通の労働者だったら、一万円くらいでしょうか。その二日分を出して、

「取り敢えずこれで介抱して下さい。費用がもつと掛かったら、旅先で用を済まして帰って来るときに、もう一度寄りますから、そのときに、足りない分は払いますから」

と言つて、宿屋の主人に頼んで、出掛けて行った。こういうたとえ話をされて、

『さて、あなたはこの三人の中で、だれが追いはぎに襲われた人の隣人になったと思うか』律法の専門家は言った。『その人を助けた人です』そこで、イエスは言われた。『行って、あなたも同じようにしなさい』（ルカ10・30〜37）

律法学者、法律専門家の問いかけは、



「隣人とは誰ですか、まずは定義をして下さい。そうしたら、私はその隣人を捜し出して、やってみましょう」

と、言い逃れをしたかった。ところが、キリスト・イエスの言葉は違いました。

「だれが追いはぎに襲われた人の隣人になったか。自分の方から隣人を見つけ出しなさい。道を避けて遠くへ行つて、隣人にならないでおこうとするのではなくて、自分から近づいて行つて隣人になる。これが大事だ」

と。私はこの話を読みますと、イエスという人は素晴らしい法律家だなと思って、本当に感心する。これだけの解釈ができたなら、素晴らしい法律家ですよ。これは本当に愛の深い人でなければこんな解釈はできないと思います。

●3、誰が罪に定めることができるのか——姦通の女

それから、法律問題の「姦通の女」、少しどぎついタイトルですが、現実ですので、このお話のほうに移つて見ましょう。十戒の七番目に

「かんいん姦淫するな」

と、十番目にも

「むさぼ隣人の妻を貪つてはならない」

ということが出ていました。それから、モーセの律法では姦通の罪、男女が不義の交わりを結ぶこと、特に夫のある女が他の男と関係すること、それが姦通ですが、そういう罪に対しては、男も姦通を犯した女も、石打ちの刑という死刑になります。それはなぜかといえますと、神の選びの民であるイスラエルからそのような不道德な者を徹底的に除去するためであるという、きび厳しい律法がモーセによつて定められているのです。それがここで問題になります。

この場面はキリストがまもなく十字架に懸かつて死なれるという場面なのです。キリストは最後にエルサレムに入つて来られて、もう夜な夜なオリブ山という山に行つて寝泊りをしておられた。そして、朝、夜が明けると、エルサレムの神殿にやつて来て人々に教えておられた。もう、イエスの生命はあと僅かという時期です。

「イエスはオリブ山へ行かれた。朝早く、再び神殿の境内に入られると、民衆が皆、御自分の所にやつて来たので、座つて教え始められた。そこへ、律法学者たちやファリサイ（パリサイ）派の人々が、姦通の現場で捕らえられた女を連れて来て、真ん中に立たせ、イエスに言った。『先生、この女は姦通をしているときに捕まりました。こういう女は石で打ち殺せと、モーセは律法の中で命じています。ところで、あなたはどうかお考えになりますか』イエスを試して、訴える口実を得るために、こう言ったのである」（ヨハネ8・1）

6



これは実に卑劣な問いかけなのですね。イエスは日頃から愛を説いておられます。

「人を許せ、人を裁くな」

と言っておられます。ところがモーセは、姦通という罪に対して、

「石打ちにして二人共に打ち殺せ」

と言っています。もし、イエスが

「いやいや、そんなものは諸君、許してやれ」

「じゃ、モーセの律法はどうなるのですか」

「律法を止めたつていいよ」

と、もし、そういう答えだったなら、イエスは律法を破るようになります。律法を破るといふことは重大な神への背きですから、神の律法を破ることは死罪にあたりますから、イエスを訴えて裁判にかけて、殺すことができるわけです。では、モーセの律法の通り、イエスが

「石で打ち殺せ」

と言われたとしたら、

「日頃から、『許せ、許せ』と、愛を説いているイエスがやっぱり、石打ちにして

いるじゃないか、冷淡な人じゃないか」

と、どつちを取つてもまずいわけです。しかも、相手は律法学者（法律家）が宗教家と手を組んで、イエスを無き者にしようと思つて、そういう悪事に加担している。そういう悪巧みをイエスはちゃんと見抜いておられる。そのとき、イエスはどうされたか。

「イエスはかがみ込み、指で地面に何か書き始められた」（ヨハネ8・6）

急にしゃがみ込んで、地面に何か字を書いておられた。「へのへのもへじ」と書いておられたのか（笑い声）、「彼女を許してやれ」と書いておられたのか、分かりません。黙つて地面に指で何か書き始められた。

「しかし、彼らがしつこく問い続けるので、イエスは身を起こして言われた。『あ

なたたちの中で罪を犯したことはない者が、まず、この女に石を投げなさい』

（ヨハネ8・7）

彼らは「どうなのですか、どうなのですか、答えなさい」と、迫ってきた。そこでイエスはすつくと立ち上がり身を起こして、

「君たちの中で本当に石打ちにできるほどの立派な人がいるなら、やっつてごらん」

と、そう言つてまた地面に屈んで字を書き始められた。

「これを聞いた者は、年長者から始まつて、一人また一人と、立ち去つてしま

い、イエスひとり、真ん中にいた女が残つた」（ヨハネ8・9）

年長者から去つて行つた。人間は齢を重ねるといふことは、それだけ罪を犯すといふこと



なのででしょうか。そんなことを思ったら、長生きしたくなくなりますね（笑い声）。だから、年長者から一人また一人、手から石ころがポロツと落ちて皆、立ち去って行った。それで、真ん中にいた婦人とイエスだけが残った。

「イエスは身を起こして言われた。『婦人よ、あの人たちはどこにいるのか。だれもあなたを罪に定めなかったのか』女が、『主よ、だれも』と言うと、イエスは言われた。『わたしもあなたを罪に定めない。行きなさい。これからは、もう罪を犯してはならない』』（ヨハネ8・10〜11）

罪に定めることができるのは、神様だけなのです。イエスは神から遣わされてきたという自覚を持っておられます。ですから、本当ならば、イエスは罪に定めることができる唯一のお方と言ってもよい。けれども、イエスはそれをおっしゃらない。

「私もお前を罪に定めない。二度と罪を犯さないように」と言っただけで帰された。

これは本当に素晴らしいことです。キリストの尺度しゃくどはどういう尺度かと言いますと、「旧約聖書ではこのように言われている。しかし、私はさらに一歩進めて次のように言うよ」

と言われたのが、いわゆる「山上の垂訓」といわれているところです。その中で、「姦淫してはならない」ということで、次のように言っています。

「あなたがたも聞いておられ、『姦淫するな』と命じられている。しかし、私は言っておく。みだらな思いで他人の妻を見る者はだれでも、既に心の中でその女を犯したのである」（マタイ5・27〜28）

これは大変なことですよ。さきほども旧約聖書中に、「心で憎むということはいけない」と出てくることを言いました。けれども、姦淫ということについては、そこまでのことは言われていません。

「心の中で淫みだらな思いで女性を見るのは姦淫と一緒だ」と、そんなことまでは言われていません。けれども、キリストはここではつきりと、「淫みだらな思いで他人の妻を見る者は、誰でも既に心の中で姦淫したのだ」と言われました。こんな厳しい判断をしたら、そこに引き連れて来た人たち、誰も石を投げ打つ資格のある人はいないはずですよ。それでいながら、キリストは、

「私もあなたを罪に定めない」

と言われました。これは裁判ならば、ちゃんと裁判の手続きがある。彼らがもし、本当に姦淫がいけないと思っただけならば、手続きをして訴えるべきところにもっていけばよい。けれども、そこにもっていかないで、キリストのところにもって来られた。しかも、



現場を捕えるために示し合わせて、たぶん寝込みを襲って行ったのでしよう。そして、男の方はほつといて、女性だけを連れて来る、非常に卑劣なやり方です。それをキリストは見抜いておられるわけです。何もここでこの女性を裁くことがねらいではない。キリストを陥れることがねらいなのです。それに対して、キリストは逃げも隠れもしません。このようにして、

「石打ちにできる資格のある者がまず石を打て」

と言いました。

話は現代に飛びますが、刑事訴訟法という法律がありますが、「現代社会と法」の受講生の方には昨日、話したばかりです。その刑事訴訟法という法律に、次のように書いてある。姦通罪は、今はないですけども、姦通罪があつたとします。あつたとしてそれを裁判所に訴えるのは誰か。検察官の役目です。

「公訴は検察官が行う」(第247条)

とあつて、第248条に、おもしろい規定があるのです。

「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。」(刑事訴訟法第248条〔起訴便宜主義〕)

そこに上げられていますファクター(英Factor要素)は、性格、年齢、境遇、犯罪の軽重及び情状、犯罪後の情況、こういういろいろなファクターを考えて、この人は裁判にかけて刑を言い渡す、刑に処する、そんなことは必要ないと、検察官が判断するときは、訴追しなくてもよい。検察官には、そういう起訴するかしないか、起訴を猶予にすることができる、という非常に広範な裁量が与えられている。こういう裁量というものに対していろいろ批判はあると思うのですが、しかし、私はやはり、刑に処することの本当の狙いは何かということを考えますと、こういう条文はとても暖かみのある条文だと思ふのです。

まさにキリストのなされたことは、これなのです。この女性を石打ちにして何になるか、他にも同じようなことが行われているかも知れない。にもかかわらず、この人だけを捕まえて、イエスを陥れるためにこんな所へ引き連れて来た。そういう卑劣な手に乗ることは何もないわけです。しかも、このことによつて、この女性は本当に立ち直つたと思ふます。死刑にされて当然の自分がこのように許されていると知つて、この女性は本当に更生しただろうと思ふます。

●4、本来、夫婦は一体——離婚問題

ついでに、男女問題について、「離婚問題」を取り上げてみました。キリスト教では離婚は禁じられている。その根拠はマタイ伝19章です。ヨーロッパでは、現代は、離婚は大幅に自由になりました。離婚を認めないで、いがみ合っている夫婦をそのまま無理に法律上



夫婦としてつなぎ止めておくのは、人道に反するという理由です。そういう面から、この問答をみてみたいと思います。

「フアリサイ（パリサイ）派の人々が近寄り、イエスを試そうとして、『何か理由があれば、夫が妻を離縁（離婚）することは、律法に適っているでしょうか』
と言った」（マタイ19・3）

江戸時代、日本では三行半みくだりはんといひまして、男の方からいつでも勝手に離婚をすることができるといふことがまかり通っていたことがありました。どうもイスラエルの方もそういうことがあつたみたいです。それに対して、

「イエスは、お答えになった。『あなたたちは〔旧約聖書を〕読んだことがないのか。創造主は初めから人を男と女とお造りになった』そして、こうも言われた。『それゆえ、人は父母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる。だから、二人はもはや別々ではなく、一体である。従つて、神が結び合せてくださったものを、人は離してはならない』」（マタイ19・4～6）

本来、男と女に造られたのは訳があるのだと、男と女、アダムとイブ、それは二人が一体となるためだということですよ。

イブという女性なくして、アダムの生命いのちはない。また、イブはアダムの肉体の肋骨あばらばねから造られたという神話がありますね。あれは神話ですが、本当に「夫婦は本来一つだよ」という真理が隠されている。これをキリストは、

「二人はもはや別々ではなく一体である。従つて、神が結び合せてくださったものを人は離してはならない。いや、離すことができないじゃないか」と言われた。ところが、いろいろないきちがいがいで、離婚ということが人間の現実として、止むを得ません。それに対してキリストはどう言われたか。

「すると、彼らはイエスに言った。『では、なぜモーセは、離縁状を渡して離縁するように命じたのですか』」（マタイ19・7）

モーセも譲歩した。本当は離婚は良くないのだけれども、モーセは離縁を許した。

「イエスは言われた。『あなたがたの心が頑固がんこなので、冷酷なので、自己主張が強いので』
と言つてもいいかも知れません、

モーセは妻を離縁することを許したのであつて、初めからそうだったわけではない。言つておくが、不法な結婚でもないのに妻を離縁して、他の女を妻にする者は、姦通の罪を犯すことになる』」（マタイ19・8～9）

「勝手に離婚して別の好きな女を娶めとるのは姦通だよ」と、ここまで言われました。それに対する弟子の答えが奮ふるつています。

「弟子たちは、『夫婦の間柄がそんなものなら、妻を迎えない方がましです』
と言つた」（マタイ19・10）



それほど男女の関係が堅いものだったら、「結婚なんて、怖くてできません、しない方がいいですよ」と、弟子ともあろうものが答えている。それに対しイエスは、

「結婚しないで、一生独身でいるのは誰にもできるものではない。それは特別の人だけだよ」

と、言っておられます。ここにもやはり法律問題が出てきています。私は法律問題としては、離婚は禁ずべきではないと思っています。

日本も今、婚姻法の改正が緊急の問題になっています。近く法務省の方から、中間試案、要綱試案が発表されると思います。そのときに、離婚に関して、理由の如何を問わず五年間別居という事態が続けば、どちらからでも離婚の訴えを提起できる。現在でも、両者が離婚したければ、いつでも区役所へ行つて離婚届を出せば、できるのですよ。片方が嫌だと言っているときに問題になっている。そんなときでさえ、「五年間別居という事実が続けば離婚できる」という案が用意されています。それで、国民の皆さんがそれは無理だとおっしゃるか、仕方がないとおっしゃるか、国民の反応、そしてそれを受けた国会の反応によるわけですけれども、そこまでできています。ヨーロッパでは例えば、ドイツでは三年です。三年の別居があれば、それで離婚できます。

それは憲法もいつているように、「婚姻」というのは、男女両性の本当の合意、結婚したい、結婚を続けようという意思だけで形作られるからです。それを全くそういう意思がなくなつたのに、いがみ合っているのに、法律によって縛られて、いわば偽の夫婦の状態をずっと続けていくのは偽善であり、不道德だという観念なのです。それでは、離婚は奨励されるのかといえ、やはりそうではない。本来は誰も離婚しようと思つて結婚する人はいないでしょう。私は法律というものは、人間の道徳の、いわば最低限を保障するものだと考えています。法律でできるのはそこまでです。法律とか、宗教とか、外からの力で押さえ付けるのは、私は良くないと思っています。

だいたい、法も宗教も倫理も全部、内発的なものでないとうそなのです。この法というものが外からの拘束というふうを受けとられている間は自由がないのです。拘束と感じる間は自由がない。それが内側からおのずと出てくる内発的なもの、そこに初めて喜びも出てきます。

だから、皆さん、「勉強せねばならない、試験があるから勉強せねばならない」という勉強は全然楽しくない。しちやいかんと言われても、「やりたいからやるのだ」というのが本当なのです。皆さん、大学という所はそういう勉強をする所なのです。聞きたい講義だけ聞き、嫌な講義は聞かなくてもいい。私はそれで出席は取りません。「聞きたい人だけ聞いて欲しい」と京都大学でも言っています。その代わり、「試験で点数が悪かったらどうしようもない、これは自己責任だ」と言っている。大学という所はそういう所だと思う。

それから、いろいろな思想があります。それをどの思想もまずは受け入れて自分で批判し、



咀嚼し、そして、「私はこれでいく」という複数の目を持つことが大事です。「これしかない」とあまり思い込まないで欲しい。残念ながら、宗教の世界、信仰の世界は、当人はこれしかないと思っっているものだから、なかなか難しいのですが、恋人だつてそうでしょ。何であの人の良いのと、こつちが思つても、当人はこの人しかいないと言っていますからね。そんな面があるわけですよ。

けれども、一人ひとりがこれだというものを探しつつ、しかも、他の人がこれだと思っっているものを大事にする、これが寛容の精神だと思う。いかなる世界におきましても、トランツ（独Toleranz 寛容）ということが非常に大事です。

そういうことで、私は自分の生き方としてできるだけ、離婚だとか、その他、私にとつては好ましいとは思えないことはしたくないと思っっていますが、止むを得ない状況で、そのようなところにある人たちに離婚を禁じたりするのは法律の暴力だと思っっている。その辺に法というレベルと、それから、神様の世界とはある種のギャップがある。これは仕方が無い。人間が皆、神様のようになれるわけではない。そんなふうには思っています。

●5、善い方は神おひとりである——富める青年

ちよつと脱線したかも知れませんが、その次の「富める青年」にいけます。皆さんの中にも富める青年がいらつしやるかも知れないから。

「さて、一人の男がイエスに近寄つて来て言った。『先生、永遠の命を得るには、

どんな善いことをすればよいのでしょうか』（マタイ19・16）

先程も律法の専門家が、

「何をしたら、永遠の生命を受け継ぐことができるでしょうか」

と聞きました。ユダヤ人、イスラエルの人たちは、

「何を勉強すれば永遠の生命を得られますか」

とは問わない。ギリシヤ人だったら、ギリシヤは哲学の国ですから、

「どんな勉強すれば永遠の世界、生命に入られますか」

と、きつと聞いたと思う。ところが、イスラエルは非常に実践的、道徳的民ですから、

「永遠の生命を得るにはどんな善いことをしたらよいのですか」

という問いかけをしました。

「イエスは言われた。『なぜ、善いことについて、わたしに尋ねるのか。善い

方はおひとりである。もし生命を得たいのなら、律法を守りなさい』（マタイ

19・17）

ここは大事ですよ。キリストという方は私たちから見たら、こんな善人はいないと思う。善いものだと思うのだけれども、キリストご自身は全く自分のことを善いとは、自覚していない。



「善は神のみ」

と言っています。

「自分は何でもない」

というふうに、神の前に自分を投げ出しているところがまた私にとっては魅力なのです。

「なぜ、善いことについて、わたしに尋ねるのか。善い方はおひとり、神様だけである。もし生命を得たいのなら、律法を守りなさい」

と言われた。

「男が『どの、律法ですか』と尋ねると、イエスは言われた。『殺すな、姦淫するな、盗むな、偽証するな、父母を敬え、また隣人を自分のように愛しなさい』」

さい』（マタイ19・18～19）

十戒をずっと持つて来られました。そして、「十戒」プラス「隣人を自分のように愛しなさい」これを付け加えておられます。ところがこの青年は、

「そういうことはみんな小さいときから守って来ました」

と答えました。まじめな青年なのです。イスラエルの人たちというのは子供のときから十戒を暗記するほど、毎日唱えている。だから、

「ああ、先生、そんなことですか。ちゃんとみんなやってきました」

と答えた。ところが、何かまだ欠けているのでしょうか。

「イエスは言われた。『もし完全になりたいのなら、行って持ち物を売り払い、貧しい人々に施しなさい。そうすれば、天に富を積むことになる。それから、わたしに従いなさい』」（マタイ19・21）

パーフェクト（英 perfect 完全な）を望むなら——そう、槇原選手のパーフェクト（完全試合）は良かったですね（笑い声）、二七人全部で切りですよ、ノーヒット・ノーランどころではない——

「もし、パーフェクトになりたいなら、行って、持物を売り払い、貧しい人々に施しなさい。そうすれば、天に富を積むことになる、それから、わたしに従いなさい」

と。「これには参りました」というわけです。この青年は、

「自分は何とか世界最高記録に迫ろう、もう少しの所まで来た、ゴールは見えていない」

と思った。ところが何と、

「あなたは金持ちだね。貧しい人が一杯いるではないか、苦しんでいる人が一杯いるではないか。その富を全部売り払って、みんなに分けてあげなさい。そして、私のように身軽になって、一緒に行こうではないか。これから私の弟子になりなさい。そうすれば、天に宝を積む、永遠の生命だよ」

とおっしゃった。彼は本当につくりきたと思う。一番自分に触れて欲しくない問題に触



れられてしまった。

「他のことなら皆やります。しかし、この富は奪わないで下さい」

と、それが彼の気持ちです。皆さんもそういうものをいろいろ持っているのではないのでしょうか、「これだけは奪わないで下さい」というものを。神様は意地悪にもそれを差し出してごらんとおっしゃる。槍玉にあげられているのは、つまり、執着心しゅうちやくしんなのです。キリストはそこまで思っておられたかどうか知りませんよ。本当に「貧しい者に施しを」と思われたのかも知れませんが、少し、拡張解釈をいたしますと、これは執着心、我執であり、これが問題だということを言われた。これはもう法律を越えた世界です。

法律の世界ではこの青年は百点です。けれども、キリストの法の世界というのは、もっと深いですから、

「人間の執着心、エゴイズムが実は問題で、これをそのままにしているいろいろなことをやってもだめだよ」

と言われた。もし、この青年が清水きよみずの舞台から飛び下りる思いで、全財産を施しても、あとから「惜おしかった、惜おしかった」と思っているようでは、とても天国どころではない。もうあととは恨みうらみですよ。「イエスという奴は俺から財産を奪いやがった」と、こう思うかも知れません。だから、問題は執着心です。これはもう、法律ではどうにもなりません。このあとに弟子がびつくりしまして、

「こんなきついことだったら誰も天国に行けませんよ」

と言うと、キリストは涼しい顔をして、

「そうだよ、金持ちが天国に行くのは本当に難しいね」

「では、いったい誰が行けるのですか」

「神様ならやって下さる。人にできないことは神様がなさるのでよ」

と。キリストは人間にできないことをちゃんとご存じなのです。だから、

「自分を正当化しないで降参こうさんしなさい。もう人間の限界、ノックアウト・ダウンですといつて降参したら、実は開かれているのだよ」

と。そういうことが隠されているのですが、この青年には分からなかった。

民法という法律の立場からいえば、私有財産制を憲法が保障しています。だから、法律と信仰あるいは道徳の世界との関係ということと言えますと、私有財産制を憲法は保障し、民法もこれを守ります。奪う者があれば返せと命じます。借りた物は返せと、そういう理非りひをきちつとした上で、しかし、自分の持つているものをどのように使うかは、あなたの自由だよというわけです。

「内発的、自発的にボランティア（英 voluntary 自由意志の）に施しをするという心が大事だよ」

とキリストはおっしゃっています。それにはもう法律は立ち入らない。このあたりが大事



なところで、誤解しないでいただきたい。

●6、神の愛はパーフェクト——山上の説教

次に、律法りっぽうについて、山上の説教から引きます。

「わたしが来たのは律法や預言者を廃止するためだ、と思つてはならない。廃止するためではなく、完成するためである」(マタイ5・17)

この「律法を完成する」とはどういうことか、さっきの話から今度は推測しますと、「愛」ということなのです。愛がパーフェクトなのです。このパーフェクトの愛は、実は法律の世界には無い。そこまで要求しない。それは各人の人生観、各人の信ずるところに委ねましょうということです。

私は革命だとか、そういうのは嫌いです。なぜならば、自分の主義主張が正しいと信ずる人が、暴力で人の命を奪つてでも、自分の主義主張を通そうとするのは嫌なのです。キリストは革命を主張なさらなかった。むしろ、キリストは十字架で殺された。インドのガンジーだって、無抵抗です。

「本当の正しい者はついに勝つ」と信じておられたのだと思う。

「愛は最後に勝つ」

と、そう信じておられたと思う。ですから、皆さんがいろいろな法律を勉強されたり、いろいろな知識を身につけられて、それをどう使うか、これは皆さんの人生観の問題です。それで、自分が正しいと思うことには命をかけたら良いのです。迫害されても、殺されても、いいではないですか。

正しいことは必ず勝利する時が来ることを信じていたら良いわけです。キリストはそのように生きられた。私がキリストを慕したうのはやはり、そんなところがありまして、何か浪花節ななわぶしみたいで申し訳ないですが。

●7、善悪を越えたキリストの愛——復讐してはならない

次にいきましよう。「復讐してはならない。」

「あなたがたも聞いているとおり、『目には目を、歯には歯を』と命じられている。しかし、わたしは言っておく。悪人に手向かつてはならない。だれかがあなたの右の頬ほおを打つなら、左の頬をも向けなさい。

有名なところですね、

あなたを訴えて下着を取ろうとする者には上着をも取らせなさい。だれかが、1ミليون(1484m)行くように強しいるなら、一緒に2ミليون行きなさい。求める者には与えなさい。あなたから借りようとする者に、背を向けてはな



「らない」（マタイ5・38〜42）
これは完全に法律の世界を越えています。そして、その極めつけが
「敵を愛せよ」
というところに出てきます。

「あなたがたも聞いておるとおり、『隣人を愛し、敵を憎め』と命じられている。しかし、わたしは言っておく。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。あなたがたの天の父の子となるためである。父は悪人にも善人にも太陽を昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨を降らせてくださるからである。自分を愛してくれる人を愛したところで、あなたがたにどんな報いがあるろうか。徴税人でも、同じことをしてはいないか」（マタイ5・43〜46）

その頃はローマの植民地的支配にイスラエルは悩んでいました。そして、「徴税人」というのは、ローマの手先になって民衆から税金を取り立てて、ローマに収める。それだけなら良いのですが、規定以上のものを取り立てて、それを自分の懐に入れて、私腹を肥やすということ非常に民衆から嫌われ、憎まれていた。だから、徴税人と罪びとはいつも同義語で使われたくらいなのです。それを引っ張り出して、「徴税人でも同じことをしてはいないか」と言いました。

「自分の兄弟にだけ挨拶したところで、どんな優れたことをしたことになるろうか。異邦人

「異邦人」とは、まことの神を知らない近隣諸民族のこと、

できえ、おなじことをしてはいないか。だから、あなたがたの天の父が完全（パーフェクト）であられるように、あなたがたも完全な者となりなさい」

（マタイ5・47〜48）

このパーフェクトはさつき「愛」なのです。愛の完全性なのです。愛というのは、ここにありますが、善悪を越えているでしょ。法律の世界は、ギブ・アンド・テイク（give and take）です。等価値交換という、等しいものと等しいものを交換し合う世界が法律の民法の世界です（レジユメ参照）。

刑法では、「これはいけない」ということをちゃんと法律に書いて、それに違反した者に刑罰を用意しておきます。人の内心、心の中でどういうことを思っているかということには、法律は立ち入らない。それが近代法なのです

ところが、キリストがおっしゃったのは、それをはるかに突き抜けた世界
「善人にも悪人にも、正しい者にも正しくない者にも、太陽を昇らせ雨を降ら

せる」

という、「視同仁」（すべての者を同様に愛すること）だと、こういう本当の広やかさ。これはその人自身がそういう心になっていなければ、とてもできないことです。



●四、近代・現代における法・倫理・宗教

時間も無くなりましたので、

《Ⅱ 近代・現代における法・倫理・宗教》

というところを簡単に申し上げておきたいと思いますが、法というものは、現代では国家に帰属して、宗教は国家から切り離されました。いわゆる「政教分離」といいます。

法は神(宗教・教会)の支配を離れて世俗社会(国家)に委ねられる。国家権力が法を掌握し、法により国家(社会)を統御・統制する(レジュメ参照)。

良い面はさきほど言いましたように、法の下の平等ということです。法は主義主張、信仰、その他いかなる価値観の持主であろうとなかろうと、すべて平等に取り扱い、規律する。悪いものは悪いという取り扱いをするところが、法の積極的なプラスの面です。けれども、この法による規律は人の生活の外、外的規律である。心の中には立ち入らない、立ち入ってはいけない。なぜならば、国家権力が、「お前はやましい思いを抱いているだろう、盗みの心を持っているだろう」とか、そのようにいちいち人の心の中に立ち入ることはとんでもないことなのです。

倫理、宗教は人の良心、内面を問題にする。憲法は思想及び良心の自由を保障しています。また、信教の自由、これも憲法の20条で保障しています。それから、世界人権宣言が1948年に第3回国際連合総会において採択されました。その第1条に次のように書いてあります。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」(世界人権宣言1948.12.10)

同胞の精神は、フレンドシップ(英 Friendship)あるいは、ネイバーフッド(英 neighbourhood)かも知れません。隣人ですね。その精神をもって行動しなければならない。それから、第18条に、

「すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。享有するというのは受けることです、

この権利は宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。」(同第18条)

とあります。ヨーロッパという所は、本当に信教の自由の獲得のために、非常に苦勞した国々でありますから、こういうことが余計に重要視されるのだと思います。日本の憲法も同じところに制定されて、そこに先程言いましたように、思想及び良心の自由、学問の自由も勿論ですが、信教の自由は何人に対しても、これを保障すると憲法第20条にあります。「信教の自由」というのは、信じる自由と信じない自由と両方あるということを間違わないでいた



だきたい。信じる方だけの自由ではなくて、信じないことも自由です。これは法律というものはそのようなものを犯してはならない。私は、法律は外側の枠を作るものだと思っている。レジュメにも書きました。

「法の世界は、相対的正義（自由、平等、こうへい衡平、平和、連帯）の追求。」

絶対的正義（絶対の世界）というのは、神様の世界ですから、法律がそれに踏み込んではいけないわけです。法の世界はレラティブ（英relative相対的）な正義、自由、平等、こうへい衡平、平和、連帯といったものを追求していく。合理主義的な判断、理性的な判断が必要です。何が正しくて何が間違っているか、せいじや正邪。あるいは何が良くて何が悪いか、善悪。それから、りひ理非、この識別判断。これは大事です。何でも良し良しではない。まず、正しい、間違っているという判断。

さつき、「殺人は間違っている」とありました。それでイスラエルによれば、

「いのち生命を奪った者は自分の生命でしか償いつぐなができない。生命を奪った者は生命で償

いなさう」

ということになっています。そういう厳しい律法おきてがあつてこそ、そこに許しというものが出てくるのです。それがないと、「なぜ許されているのか、私は許される必要なんかない」と、そう思っている人には許しのありがたさは分からないでしょう。

だから、ぜい正邪、ぜいひ是非、ぜん善悪、りひ理非の区別、判断はおろそかにしてはなりません。しかし、同時にその枠内に、消極的に止まっているだけで良いのだろうか。これを私は皆さんに申し上げたい。

「憲法とか、国家は、国民に自由を保障し、基本的人権を尊重し、幸福追求の権利を約束する。これは憲法で保障されている。国家とか政治の役割は外枠を整備することです。衣食住を始め、人間の生きる環境を整備する、外側を作る。あとは皆さん、自由におやりなさいと。これに対して人間の内面の問題（人生観、良心、信仰……）、それは各人の自己責任において不断に追求していくべきものではないだろうか。人間にとって究極きぎゆうきぎやくなるもの、永遠なるもの、最高の価値（最も尊いもの）は何だろうか。これを求めつづけるとところに人間の尊厳があるのではないだろうか。」

と。私は自分の価値観を押しつけることはいたしません。皆さんに自分自身で納得のいくものを探し出して欲しいと思っています。大学という所は、いろいろな思想が渦巻いている世界の中にあつて、自分で正しくそれぞれを位置づけ、そしてその中から、選び取っていくという判断力を養う所が大学だと思う。高等学校までは、

「答えは一つしかない、これしかない。答案はこう書くのが模範答案だ」

と、さつきの法律学者のように教えられてきました。ところが、大学というところは、すべてを疑つてかかつて、そしてその中から、自分自身で判断できるような、そういう知性



を磨く所だと思っております。

それで、私は自分自身では決して、知性を磨くということと、こういった聖書の世界私にとつての真の意味での信仰ということとは互いに対立したり否定し合うものではない、と考えています。私にとつて信仰とは、キリストという人格への思慕傾倒しぼけいとうです。「自分の師はキリスト、私は弟子だ」と思っている。それはキリストがおっしゃっていることが真理だと思ふからなのです。

しかし、自分は自分なのです。皆さん、一人ひとり、

「自分にとつて真理とは何か、自分が本当に生命をかけても悔いのないものは何か」

というものを探さがし出す。そういうことを許されているのは、この大学の四年間だけという非常に大事な時期が今なのです。

皆さん、企業に就職なさったり、社会に出てから、そんなことを考えていたら、会社から放り出されてしまいますよ、「つまらないことを考えずに早く儲もうけて来い」と。だから今の四年間は非常に大事なことです。いろいろな古典に触れたり、読書をしたり、お友だちと話し合ったり、いろいろな手段を利用して、皆さんの知的な土壌どじょうを耕たがし、豊かなものを受け入れて、その中から皆さんの人生を築き上げて欲しいと、そんな思いがしています。

今日は、「世界の中の日本」ということで、かなり自由に話をして良いというお許しがあったものですから、こういう聖書を題材にして、私の専門である法律とこういう世界との関わりを、皆さんにお話した次第です。それでは時間も来ましたのでこれで終わります。どうも、ご静聴ありがとうございました。

〔奥田昌道先生講筵4 『良き法律家は悪しき隣人？』 1995年12月24日京都キリスト召団発行より転載〕



「良き法律家は悪しき隣人？」(講義レジュメ)

1994年6月21日

● I 聖書における法・倫理・宗教

古代イスラエル(旧約聖書の時代)

- ・法は神の律法(定め)
 - ・法(律法)の遵守⇨神の聖意に従うこと⇨神の祝福⇨人間の幸福
 - 律法違背⇨神へのそむき⇨刑罰(のろい)⇨不幸
 - ・法・倫理・宗教の未分化(一体化)
- 人間は、しかし、神の律法を全うしえない(現実)

←

「偽善なる学者(律法学者)、パリサイ人(宗教家)よ」

外面のみつくろう、内面は邪悪・敵意・他人への裁きなど。

律法は人を冷酷にする。

「生命に導くべき聖なる律法が、かえって人を死に導く」

(聖パウロの嘆き)

聖書参照 良きサマリア人(ルカ10・25〜37)

「放蕩息子」のたとえ(ルカ15・11〜32)

姦通の女(ヨハネ8・1〜11)

離婚問題(マタイ19・3〜12)

富める青年(マタイ19・16〜22)

● II 近代・現代における法・倫理・宗教

法と倫理・宗教の分化(分離)⇨法の世俗化

法は神(宗教・教会)の支配を離れて世俗社会(国家)に委ねられる。

国家権力が法を掌握し、法により国家(社会)を統御・統制する。

法による規律は人の生活の外的(外面的)規律。

人の内面(良心・信仰ないし宗教の問題)には立ち入らない。

倫理・宗教は人の良心・内面を問題とする。

憲法における「思想及び良心の自由」の保障(憲19条)

「信教の自由」と「政教分離」(憲20条)



刑法……犯罪と刑罰を予め定める(罪刑法定主義)

人の内面・内心には立ち入らない。外的行為の規律のみ

民法……①財産法 私有財産の保障(憲29条)のもと、

等価値交換(give and take)の関係を規律

②家族法 人倫に深く関わる領域。

しかし、社会的納得を前提とする規律。

(例、離婚問題)

法の世界は、相対的正義(自由、平等、衡平、平和、連帯)の追求

合理主義的判断(理性的判断)は必要。

正邪・善悪・理非の識別、判断はおろそかにしてはならぬ

しかし、同時に、それだけにとどまっていればよいだろうか？

憲法及び国家は、国民に自由を保障し、基本的人権を尊重し、

幸福追求の権利を約束する。(憲11条、13条、14条、19条、20条)

国家(政治)の役割は、外枠を整備すること

(人間の生きる環境、衣・食・住などの外的条件の整備)

人間の内面(人生観・良心・信仰……)は各人の自己責任において不断に追求すべきもの。

人間にとっての究極なるもの、永遠なるもの、最高の価値(最も尊いもの)は何か……。これを求めつづけるところに人間の尊厳があるのではないか。